

各位

会 社 名 ダイトウボウ株式会社

代表者名 取締役社長 山内 一裕

(コード:3202 東証スタンダード・名証プレミア)

取締役常務執行役員 問合せ先 短光短型土型 三枝 章吾

経営管理本部長

(TEL 03-6262-6557)

## 独立性判断基準の改訂に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において独立性判断基準を改訂いたしましたのでお知らせします。

記

## 1. 改訂の理由

2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードの内容を踏まえ、独立社外取締役に期待される役割・責務に留意しつつ、その有効な活用により当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを狙いとして、社外取締役の独立性判断基準を改訂することといたしました。

## 2. 内容

当社取締役会では、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、東京証券取引所の定める独立役員として十分な独立性を有していると判断しております。

## (改訂後)

- ①当社または当社関係会社の業務執行者、もしくは過去 10 年間にその経歴がある者。
- ②当社の主要株主(議決権所有割合 10%以上の株主をいう。)またはその業務執行者、もしくは 過去3年間にその経歴がある者。
- ③当社を主要な取引先とする者(取引先の当社グループに対する売上高が取引先の連結売上高の2%以上を占めるものをいう。)またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者。
- ④当社の主要な取引先(当社グループの連結売上高の2%以上を占めるものをいう。)またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者。
- ⑤当社の主要な借入先(当社の連結総資産の2%以上を融資する金融機関をいう。)またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者。
- ⑥当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(年額 1,000 万円を超えるものをいう。)を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、もしくは過去3年間にその経歴がある者。(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者をいう。当該団体には、当社の法定監査を担当する監査法人、当社の法律顧問を担当する法律事務所を含む。)
- ⑦当社が多額の寄付または助成(年額 1,000 万円を超えるものをいう。)を受けている団体の業務執行者
- ⑧社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
- ⑨上記①~⑧に該当する者の配偶者、二親等内の親族もしくは同居の親族。

(ご参考:新旧対比表は別紙)

変更後	変更前
①当社または当社関係会社の業務執行者、もしくは 過去 10 年間にその経歴がある者	①現在または過去において当社または当社子会社の業務 執行者
②当社の主要株主(議決権所有割合 10%以上の株主 をいう。)またはその業務執行者、もしくは過去3年 間にその経歴がある者	②現在または過去5年間において当社の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主をいう)またはその業務執行者
③当社を主要な取引先とする者(取引先の当社グループに対する売上高が取引先の連結売上高の2%以上を占めるものをいう。)またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者	③現在または過去5年間において当社を主要な取引先とする者(過去3事業年度のいずれかの年度において取引 先の当社グループに対する売上高が取引先の連結売上高の2%以上を占めるものをいう)またはその業務執行者
④当社の主要な取引先(当社グループの連結売上高の2%以上を占めるものをいう。)またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者	④現在または過去5年間において当社の主要な取引先 (過去3事業年度のいずれかの年度において当社グルー プの連結売上高の2%以上を占めるものをいう)またはそ の業務執行者
⑤当社の主要な借入先(当社の連結総資産の2%以上を融資する金融機関をいう。)またはその業務執行者、もしくは過去3年間にその経歴がある者	⑤現在または過去5年間において当社の主要な借入先 (当社グループが借入を行っている金融機関であって、 その総借入残高が直近の事業年度末の当社グループの総 借入残高の10%を超える金融機関をいう)の業務執行者
⑥当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産 (年額1,000万円を超えるものをいう。)を得ている コンサルタント、会計専門家、法律専門家、もしく は過去3年間にその経歴がある者。(当該財産を得て いる者が法人、組合等の団体である場合は、当該団 体の業務執行者をいう。当該団体には、当社の法定 監査を担当する監査法人、当社の法律顧問を担当す る法律事務所を含む。)	⑥当社から役員報酬以外に多額(過去3事業年度のいずれかの年度において1,000万円を超えるものをいう)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
⑦当社が多額の寄付または助成(年額 1,000 万円を 超えるものをいう。)を受けている団体の業務執行者	⑦当社が多額(過去3事業年度のいずれかの年度において1,000万円を超えるものをいう)の寄付または助成を受けている(または行っている)団体の業務執行者
<ul><li>⑧社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者</li></ul>	⑧社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
<ul><li>⑨上記①~⑧に該当する者の配偶者、二親等内の親族もしくは同居の親族</li></ul>	⑨上記①~⑧に該当する者の配偶者、二親等内の親族も しくは同居の親族
_	⑩社外取締役としての通算在任期間が8年間を超える者